

○調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想策定委員会設置要綱

令和 7 年 1 月 1 4 日 要綱第 3 号

調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想策定委員会設置要綱

第 1 設置

調布市民西調布体育館（以下「西調布体育館」という。）の機能移転に関する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定について必要な検討を行うため、調布市民西調布体育館機能移転に関する基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 西調布体育館代替施設の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第 3 組織

策定委員会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者 10 人以内をもって構成する。

- (1) 有識者
- (2) 調布中学校の学校長
- (3) 市長部局の職員
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) 公益社団法人調布市スポーツ協会の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から基本構想の策定の日までとする。

第 5 委員長及び副委員長

策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから互選で定め、副委員長は委員長の指名による。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 招集等

策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第 7 意見の聴取等

委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を策定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

策定委員会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課、行政経営部企画経営課及び教育部教育総務課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。